

## 【高齢者福祉課からのお知らせ】～調査にご協力ください～

「日本老年学的評価研究プロジェクトとの共同研究の一環として北海道大学医学部との合同調査」を実施します。

本町では、平成28年10月、在宅で生活している要介護認定を受けていない65歳以上の人、全員に「健康とくらしの調査」を実施し、平成29年の冬には生活習慣、認知機能や住環境が要介護状態発生に及ぼす影響についての追加調査を実施しました。調査にご協力いただきました皆様に心よりお礼申し上げます。

このたび、前回の調査にご協力いただいた方を中心に、生活習慣等と要介護状態との関連についての再調査を予定しています。また、皆さまの歩き方についても簡単にお調べさせていただきます。足腰は健康の要、介護予防の重要な要素であり、健康の指標としていただければと考えています。

調査の実施時期は本年9月中を予定しており、対象となる方には後日、案内文書を送付しますので、調査へのご理解とご協力をお願いいたします。

平成29年4月1日現在において、町内在住の70歳～79歳の方で、  
**調査の対象者** 昨年実施した、「健康とくらしの調査」に回答いただいた方を中心に、  
本調査に協力していただける方。




問合せ 高齢者福祉課 高齢者福祉グループ ☎21-2119

## あなたの出したゴミ…残されていませんか？

最近、町内のゴミステーションでは、適切な分別がされずに排出されたゴミや資源物が、回収されずに残されているケースが増えています。

分別が不適正なゴミは収集業者が**不適正排出**と判断し、回収せず残していきます。朝、ステーションに出したゴミが回収されているか必ず確認してください。ステーションを管理している地域の方が、回収されなかったゴミで大変迷惑しています。

●家庭ゴミの分け方・出し方のルールは、次のとおりです。

- ① 燃やすごみ・燃やさないごみは余市町指定のごみ袋（有料）に入れてステーションへ排出する。
- ② 燃やすごみ・燃やさないごみは収集日の朝8時30分、資源物は収集日の朝9時までにステーションへ排出する。
- ③  の表記があり、汚れていないものは資源物（プラスチック製容器包装類）として排出する。
- ④ 資源物は収集曜日や出し方が書かれた看板が立つステーションへ排出する。
- ⑤ プラスチック製容器包装類は透明・半透明の袋に、ペットボトルはキャップとラベルを外して備え付けの網に入れ排出する。
- ⑥ 自分が排出したゴミが収集されたかを確認する。
- ⑦ 事業所から排出されるゴミは、区会内のステーションへは排出できない。



ゴミの分け方・出し方が不十分で、収集時に分別が不適正と判断され残された袋には、回収できない理由が書かれたシールが貼られます。**自分の出したゴミが残された場合は一度持ちかえり、再度正しく分別して次回収集日に排出しましょう。**なお、排出ルール・詳しい分別については町発行の冊子、『家庭ごみの「分け方・出し方」』で確認してください。

※冊子をお持ちでない方は環境対策課窓口で無料配布しています。また町ホームページからダウンロードできます。

問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118

## 【下水道課からのお知らせ】～下水道管理センターを一般開放します～

毎年、9月10日は「下水道の日」です。この日は全国で下水道に関する様々な行事が実施されています。

本町においても「下水道の日」に関連し、町民の皆さまに下水道の役割やその仕組みを理解してもらうため、下水道管理センターを施設見学のため一般開放しますので、ぜひお越しください。

**日時** 9月10日（月） 午前10時～午後4時まで

**場所** 下水道管理センター（登町136番地）

**受付** 当日下水道管理センターに直接お越しください。

問合せ 下水道課 ☎21-2129